

海外居住日本人が直面する国籍法11条1項の壁

武田里子

[キーワード]

複数国籍、国籍法11条1項、国籍はく奪違憲訴訟、移民規制

1. はじめに

国籍は国民国家形成の過程で国家の構成員を定義する仕組みとして整えられてきた。日本政府は、複数国籍の抑制と解消を国籍法の重要課題としているが、国際社会では複数国籍を容認する流れに向かっている。国連調査によれば、2011年時点での加盟196カ国中72%の国に、外国に行きその国の国籍を取得した者も原国籍を維持できるとする制度がある¹。複数国籍をめぐる日本と国際社会の動向に見られる差異は、国民主権の原則と国籍法制との関係性の違いによって生じているのではないか。

本稿で着目するのは、「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う」と定める国籍法11条1項（以下、11条1項）である。極端な例えであるが死刑判決を受けたからといって日本国籍を奪われることはない。ところが11条1項は、外国籍を取得した途端に有無を言わせず、本人の意思を確認することもなく日本国籍を剥奪する、「突出して凶暴で危険な規定である」（関2019：210）。国籍は「国の構成員としての資格」であるとともに、「国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位」²であるにもかかわらず、である。

11条1項は明治憲法下で制定された旧国籍法（1899年）の20条³をそのまま引き継いだものである。国民を主権者とする新憲法（1947年）のもとで、国民は国家に隸属する「臣民」から個人として尊重される「国民」に変わったことにより、「日本国籍の持つ意味と機能は革命的な変化がもたらされた」（仲2019：136）はずであった。だが旧国籍法20条は新国籍法（1950年）11条1項に無傷のまま引き継がれていた。新憲法の「法案審議のなかで憲法適合性について審議されることはなかった」（準備書面（12）：3）。国家主権の観点から国家は誰が国民であるかを国内法により決定する自由を有するが、国際法の発展に伴い国家による立法裁量の幅は徐々に狭められてきた（近藤2019：9-10）。

2018年3月7日「国籍はく奪違憲訴訟／国籍法11条1項違憲訴訟、以下「本違憲訴訟」）が提起された。その内容は「スイス国籍を取得したために日本国籍を失ったと扱われている5名及びリ

ヒテンシュタイン国籍を取得したため日本国籍を失ったと扱われている1名は、今も日本国籍を有することの確認と、違憲無効な法律を放置してきた被告の責任を追及する国家賠償の請求。スイスまたはフランスの国籍取得を希望している2名については、外国籍を取得しても日本国籍を失わない地位にあることの確認」を求めるものである（仲2019：139）。

本稿の目的は、「日本国籍を剥奪されて主権者の地位を追放され、日本という政治共同体の“数”にも入らなくなった人びと」（同上：150）と、海外で暮らす人びとに11条1項がどのような困難をもたらしているのかを、当事者の自由記述をもとに明らかにすることである。原告の他にも世界各国に11条1項によって幸福に生きる権利を脅かされている多くの人びとがいる。「国籍法11条改正を求める有志の会」がchange.orgを使って呼びかけた署名には3万2814人（2018年2月26日～2019年2月8日）の人びとが賛同した（武田2019a：45）。これまでこうした人びとの切実な声が日本社会に届く回路はなかった。本稿で使用するデータは、原告弁護団から提供された裁判資料と、同弁護団が実施したアンケート調査の自由記述である。回答者497名から外国籍を取得して日本国籍を喪失した52名（11条1項適用者）と、生活上の必要から外国籍の取得を考えている海外居住271名（外国籍取得予定者）を分析対象とした。回答者からのデータ使用の許可は原告弁護団を通じて得ている。

はじめに複数国籍に関する争点を整理し（2節）、分析対象者の概要を示す（3節）。その後、11条1項適用者52名の分析（4節）、外国籍取得予定者271名の記述から共通する課題6項目を抽出し（5節）、次に人数の多い上位6カ国の回答者の記述から日本国籍を保持し続けることと、居住国の市民権（国籍）を取得することとの狭間でどのような葛藤に直面しているのかを整理する（6節）。最後に分析結果から得られた知見をまとめることとする。

2. 複数国籍をめぐる争点

11条1項の違憲性を問うことは、複数国籍容認の是非を問うことでもある。本節では、複数国籍に関する争点を3点に絞って整理する。第1に、国籍離脱の自由を定めた憲法22条2項「何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない」についてである。一般に、憲法上、ある行為をする自由とは、ある行為をしない自由を当然に含む。したがって、「自己の意思により国籍を離脱する自由」には、「自己の意思に反して国籍を離脱しない自由」が含まれる（近藤2016：46；柳井2018：199）。また「国籍を離脱する自由」は無国籍防止原則の制約を受けるため、日本国籍の離脱を求める者とは、日本国籍と外国籍を併有する複数国籍者ということになる。本違憲訴訟原告団は、「憲法は、複数国籍の存在を当然の前提として、複数国籍の存続及び解消は個人の自由の問題と捉えている」（準備書面（10）：7）。しかし、被告（日本政府）は、複数国籍は「主権国家の考え方とは本質的に相いれない性質のもの」であり、「国民と国家の結合関係は1対1であるべき」との立場に立つ。両者の主張は今後も平行線のまま推移することになるだろう。

第2に、国際法上の国籍概念の到達点として1997年に制定されたヨーロッパ国籍条約を取り上げる。奥田・館田（2000）は、同条約が制定された背景を次のように解説している。「重国籍の場合の減少及び重国籍の場合の兵役義務に関する条約」（1963年条約）は、基本的に重国籍は望まし

いものではなく、これを可能な限り防止する立場をとっていた。しかし「移住労働者の増加と定住、受入国への統合の必要性、国際結婚の増加、ヨーロッパ連合構成国間の自由移動」を認めた結果、1963 年条約と現実との齟齬が広がった。また 1989 年以降の中東欧諸国の政治的変革を通じて多くの国家が誕生し、それらの国々が新たに国籍法や外国人法を制定する必要に迫られることになった（同上：1208）。同条約 4 条は国籍に関する原則として、「(a) すべて人は、国籍を持つ権利を有する。(b) 無国籍の発生は、防止しなければならない。(c) 何人も、ほしいままにその国籍を奪われない。(d) 締約国はいずれも他国民の間の婚姻及び婚姻の解消並びに婚姻中的一方配偶者による国籍変更は、いずれも他方配偶者の国籍について当然には効力を及ぼさない」と定める。本稿との関連では（c）「国籍剥奪禁止原則」が明示されていることが重要である。人はただ 1 つの国籍を持つべきであるという「国籍唯一の原則」は、4 条で示されている原則に後置される。「複数国籍防止原則は、国際法上の要請とはいえず、無国籍防止原則だけが国際法上の要請」（近藤 2019：10）と解すべきだろう。

第 3 に、「市民権が国籍よりも居住権に基づく要素が大きくなるにつれ、国籍は権利の源泉というよりも、アイデンティティの源泉であるとの見方」（同上：16）が強まっている。本違憲訴訟原告らも国籍はアイデンティティの重要な要素だと主張している。しかし被告は、「アイデンティティへの権利（人格権）なる権利は抽象的であり、法的保護に値する利益とは言えない」との立場をとる。

以上の論点に通底しているのは、国籍を国家の側から捉えるか個人の側から捉えるかという立場性の違いである。これまでの議論は、海外に居住する 11 条 1 項をめぐる当事者の実情が検討されることなく、当事者不在のままの法律論に終始してきたと言えるだろう。外国人として海外で暮らす「日本人」の存在は、国際社会論でも、移民研究でも、多文化社会論などでも盲点になっている。そこには海外で暮らす日本人のジェンダーバランスの問題も絡んでいる。日露ハーフの子どもたちが数百人単位で日本国籍を喪失している問題や、11 条 1 項の適用により日本国籍を喪失する人々が顕著に増加し始めた 2010 年代に入るまで、国籍法の問題とはほぼ女性の問題であった（武田 2019a；2019b）。

3. 分析対象者の概要

3-1 11 条 1 項適用者

11 条 1 項適用者は 7 カ国 52 名。性別は、女性 35 名（67%）、男性 16 名（31%）、未記載 1 名であり、北米（カナダ・アメリカ）居住者が 75% を占めている。表 1 の「外国籍取得理由」とは、回答者の記述を「利便性」「家族結合」「市民権」「身分保全」の 4 項目に整理したものである。「利便性」には、就労機会や入国審査の簡便化、奨学金や教育社会保障制度の活用などを含めた。回答者の居住国は全て重国籍容認国である。国籍を取得すれば解消できる「ハンディ」を抱え続ける日本国籍者は不可思議な存在だとみなされる。「家族結合」には、家族と共にした国籍をもたないことによる家族離散リスクの回避や配偶者のビザを取得するため、あるいは日本にいる親の呼び寄せなどを目的とする外国籍取得理由を振り分けた。「市民権」に関する特徴的な理由は、選挙権の取

得である。「身分保全」とは在留身分の安定化を目的とする外国籍取得が主要なものになる。

なお「職権喪失」には、日本領事館が別の情報から国籍喪失を発見し旅券を一方的に無効手続をした事例（No.57/ 米 / 男性）、領事館から国籍喪失届を提出するように言われてそのままにしていたところ戸籍謄本を確認した兄から戸籍から除籍されていると知らされた事例（No.322/ 米 / 女性）、米国企業から日本支社へ赴任を命じられ就労ビザの手続をする過程で米国籍の取得を日本領事館から指摘され国籍喪失届を提出させられた事例（No.485/ 米 / 男性）、家族の事情で日本に帰国した際に国籍喪失届の提出を迫られた事例（No.161/ 加 / 女性）、父親が死亡し遺産相続の関係から米国籍取得を知った日本領事館から国籍喪失届の提出を迫られた事例（No.81/ 豪 / 男性）などを含めている。

なお、11条1項の存在を知らずにいたケースも相当数あった。「出産後に子どもの日本国籍を取得するにあたって調べていくうちに（11条1項）に気づき、自殺しようかと何度も考えた」と記述した人もいた（No.419/ 欧州 / 女性）。事後的に11条1項の存在を知った者も含めて、52名中27名（52%）が国籍喪失届は未提出だと答えている⁴。回答者の記述からは、旅券更新をはじめとするさまざまな機会をとらえて旅券センターや在外公館が未提出者の発見につとめ、該当者に対して国籍喪失届の提出を強力に「指導」している様子がうかがわれる。しかし完全な摘発は不可能だろう。事務コストとこの政策によって得られる利益についての検証をすべきだ。

表1：11条1項適用者の基礎的データ

取得国籍	人数	性別		喪失届 未提出	職権 喪失	外国籍取得理由			
		女性	男性			利便性	家族統合	市民権	身分保全
①米国	32	18	14	14	4	11	10	11	10
②カナダ	7	6	0	5	1	2	1	1	2
③英国	3	3	0	2		2		1	
③豪州	3	1	2	2	1	2			1
⑤その他	7	7	0	4		3	1		1
フランス	1								
ベルギー	1								
オランダ	1								
未記載	4								
合計	52	35	16	27	6	20	12	13	14

注1. 性別未記載が1名いたため人数と性別人数が一致していない。

注2. 外国籍取得理由は複数回答。

3-2 外国籍取得予定者

外国籍取得を検討中と回答した者は全回答者497名中317名である。ここで分析対象とするのは下記17カ国に居住している236名である（83%）。分析から外した54名は、タイ2名、韓国2名、ポリネシア、欧州、イスラエル、ガボン、メキシコの各1名、国籍未記載44名である。263名の性別は女性211名（81%）、男性47名（18%）、性別未記載5名。居住歴は1年から46年までと幅広いが、大半は居住歴10年以上である。

17カ国を地域のまとまりで分けると、北米（アメリカ・カナダ）131名（49.1%）、オセアニア（オーストラリア・ニュージーランド）51名（19.1%）、イギリス34名（17.3%）、EU圏（フランス、ルクセンブルグ、ドイツ、イタリア、イス、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、イタリア、スペイン、オランダ、ベルギー、デンマーク）51名（19.1%）という構成である。アメリカ（113名）居住者が全体の47.9%を占める。すべての居住国が複数国籍肯定国である。つまり当事者が市民権を取得せずに永住権で長期に居住することに伴う不利益は、11条1項が違憲無効とされ同条項の縛りがなくなればほぼ解決する。

表2：外国籍取得予定者の基礎的データ

居住国	略記	人数	性別		居住歴	永住許可期間	居住条件等
			女性	男性			
①アメリカ	米	113	86	24	1～46年	10年	年180日
②オーストラリア	豪	37	32	5	1～36年	5年	5年のうち2年間
③イギリス	英	34	29	3	2～40年	5年	年180日
④カナダ	加	17	11	6	3～17年	5年	5年のうち3年間
⑤フランス	仏	15	12	3	1～33年	10年	
⑥ニュージーランド	NZ	14	12	2	8～31年	2年	2年経過後は更新不要
⑦ドイツ	独	8	7	1	11～38年		無期限滞在許可は年180日
⑧イス		4	3	1	5～22年		Cパーミットは更新可能
⑧フィンランド		4	4	0	7～12年	3年	
⑧ノルウェー		4	3	0	8～33年	2年	要海外居住期間申告
⑧スウェーデン		4	2	2	2～28年	2年	
⑫イタリア	伊	3	3	0	20～26年	5年	
⑬スペイン		2	2	0	7～18年	5年	
⑬オランダ		2	2	0	4～21年		1年超の長期滞在は毎年更新
⑮ルクセンブルグ		1	1	0	12年	5年	
⑮ベルギー		1	1	0	17年	5年	
⑮デンマーク		1	1	0	19年		年180日
		263	211	47			

注) 人数263名には性別不明の5名（米国3名、英国2名）を含む。

4. 11条1項適用者が外国籍を取得した理由

本節では、11条1項適用者が外国籍を取得した理由について、4分類に従って特徴的な記述を紹介する。表記の中で用いているNo.は回答者のID番号である。

「利便性」

- 毎回入国審査でひっかかり犯罪者扱いされる（No.112/米/女性）。永住権は更新が必要で海外への渡航のための移民審査が厳しくなってきたため（No.161/加/女性）。
- 車で隣国の夫の親戚を訪問する時に自分だけ国境で質問され、銀行口座の開設なども手間がかかる。

り二級市民のような扱いをされるため（No.104/ 英 / 女性）。

- 永住権でカナダに居住しているが、夫の国や米国への頻繁な出入国手続きを簡便にするため（No.486/ 加 / 女性）。
- 大学院の奨学金貸与条件に国籍条項があったため（No.81/ 豪 / 女性）。子どもの大学進学の際、州の進学補助金に国籍条項があったため（No.326/ 豪 / 男性）。国籍がないと教育や社会保障が同等に受けられないとされたため（No.55/ 未記載 / 女性）。
- 職業選択の幅を広げるため（No.218/ 米 / 男性、No.459/ 米 / 男性、No.419/ 欧州 / 女性）。就職希望先の採用条件が「英国かEUパスポート保持者のみ」だったため（No.352/ 英 / 女性）。
- 米国で弁護士資格を取得したが国籍がないと受任できる仕事に制約があるため（No.228/ 米 / 男性）。米国で医師免許を取得したが米国の医師免許では日本で働けないため（No.428/ 米 / 女性）。
- 永住権で米国の行政機関に採用されたが、採用条件が厳しくなり他のポジションに応募するためには米国籍が必要になったため（No.243/ 米 / 女性、No.491/ 米 / 女性）。毎年契約更新の公務員の地位を抜け出すには、フランス国籍を取得して国家試験を受け正式雇用に身分変更する必要があったため（No.363/ 仏 / 女性）。

「家族統合」

- 夫や子どもと同じ国籍を持ちたかった（No.159/ 米 / 女性、No.406/ 米 / 女性、No.486/ 加 / 女性）。定年後に日本に帰国した後もアメリカが生活拠点の子や孫と自由に行き来するために市民権が必要になったため（No.218/ 米 / 男性）。
- 日本国籍の女性と結婚する際に、グリーンカードとアメリカ国籍ではビザ発給までの期間にかなりの違いがあったため（No.57/ 米 / 男性、No.162/ 米 / 男性、No.180/ 米 / 男性）。日本の母を呼び寄せるため（No.322/ 米 / 女性）。
- 娘がアメリカの大学院を卒業し米国居住を決めたため（No.295/ 米 / 男性）。
- 日本に何年か住むことになったが永住権の居住要件を満たすことは難しく、カナダに家もあり家族もいるので、将来カナダに戻るために市民権が必要になった（No.385/ 加）。

「市民権」

- 永住権だけでは選挙権や陪審員を務める権利がなく、社会活動にフルに参加できず疎外感があったため（No.140/ 米 / 女性、No.218/ 米 / 男性、No.166/ 加 / 女性）。
- 担当業務（Community Relations）の関係で地元の人たちとの接触が多く、「よそ者」ではなく「仲間」と感じてもらうために国籍が必要だった（No.158/ 米 / 男性）。
- 居住地区の選挙で投票するため（No.159/ 米 / 女性）。子どもたちの所属する社会の一員になり、居住国の方向性を決めるために参加したかった（No.286/ 米 / 女性）。

「身分保全」

- 永住権の維持が難しくなる不安を感じたから（No.110/ 米 / 男性、No.161/ 加 / 女性、No.228/ 米 / 男性、No.406/ 米 / 女性、No.464/ 米 / 男性、No.491/ 米 / 女性）。
- 永住権では長期に海外に出ることができず、日本にいる母の介護と米国の生活基盤を維持する手

段として米国籍を取得した（No.410/ 米 / 女性）。

- 日本への帰国と生活拠点（米国／カナダ）を維持するためには居住国の国籍取得が必要だった（No.268/ 米 / 女性、No.385/ 加）。
- 20 年以上永住権でオーストラリアで暮らしてきたが、離婚を機に身分保障のため国籍を取得した（No.267/ 豪 / 女性）。

5. 外国籍取得予定者が直面している共通課題

11 条 1 項の影響を検討する上で不可欠な視点として第 1 にあげられるのは、人の国際移動の規模と頻度が劇的に増加したこと、第 2 に少子高齢化という人口学的な変化が生じていることである。少子高齢化は先進各国の共通する社会的課題だが日本はその最先端を走っている。当事者の記述から浮かび上がってくるのは、11 条 1 項を堅持することが少子高齢化時代を迎えた日本社会にとっての利益を減ずる効果をもつという事実である。当事者が直面している課題として以下 6 項目を抽出した。

5-1 永住権の不安定さ

回答者は居住国での永住資格について、「永住ビザ」「グリーンカード」「C パーミット」など多様な用語を用いているが、日本の在留資格「永住者」とは違いがあることに留意する必要がある。日本の在留資格「永住者」は、海外に出国する際に再入国許可を得て期限内に日本に戻る必要はあるものの、在留期限はなく活動の範囲にも制限がない⁵。ところが回答者の居住国のほとんどが永住権の更新と居住条件を定めている（表 2 の「永住期間」「居住条件等」参照）。永住権でいる限り数年毎に永住権を更新し続ける必要があり、また永住権を維持するためには居住条件を満たさなければならない。

永住権と市民権（国籍）では、就労機会や昇進、社会保障（年金、寡婦年金、相続税など）、教育政策（授業料の減免、教育ローン）などの便益に大きな差異がある。滞在がいかに長期にわたろうと納税義務はあっても政治参加（選挙権）は認められず、場合によっては強制退去もありうる。家族との離散を余儀なくされるリスクを承知の上で居住国の市民権を取得せずにいるのは、11 条 1 項により外国籍を取得すると自動的に日本国籍を喪失してしまうからである。

5-2 親の介護問題

当事者に共通する一番の懸念は日本で暮らしている親の介護問題である。当事者の中には一人っ子も含まれているため切実である。介護は必要になる時期や期間をあらかじめ予測することができず、居住国の永住権と仕事、家族生活との調整が難しくなることもありうる。また、日本の介護サービスは家族の存在を前提に設計されているため、家族が不在の者は利用に制約が生じることもある。日本国籍を保持したまま居住国の市民権を取得できれば、介護に伴う永住権の失効を気にする必要はなくなる。

No.474（女性）は米国での居住が 30 年を越える。日本で高齢の母を介護しているのは兄だが、

兄も病気のためあとどれくらい母の世話ができるかわからない。「日本の家族のために居住国の家族を巻き込んでまで日本に永住帰国できるかと問われれば、彼らの人生まで巻き込めない。その場合は、私はどちらかの家族を見捨てる選択を迫られるかもしれない。日本も居住国もどちらも愛している。居住国の国籍があれば居住権を取り上げられる心配もなく日本の家族の世話に帰国できる。居住国の家族も私と離れ離れになる恐怖から解放され、しかも今まで私が築いてきた財産に高い税金を相続時に課される心配もなくなる」。

11条1項により、日本国籍を喪失した場合は「外国人」として在留資格を得ての来日になるが、そもそも介護が必要な親やきょうだいが在留資格認定証明書の申請を行なうことができるのかという問題がある（No.118/米/女性）。

高齢夫婦世帯や高齢独居世帯は今後確実に増えていく。高齢者福祉制度と高齢者の生活実態とのギャップを一定程度補える立場にいる海外居住家族への配慮とは、今後の日本社会にもメリットをもたらすものと思われる。また当事者からの指摘で重要なと思われたのは、日本国籍を保持したまま居住国の市民権を取得できれば、親を居住国に呼び寄せるることもできるというものである。高齢者介護を日本国内に限定しない考えは、日本社会にとってもメリットが大きいのではないだろうか。

5-3 当事者の介護問題

一部の当事者はすでに高齢期に入っている。当事者の8割が女性であるため配偶者が先立った後の永住権の更新と、遺族年金の受給資格についての不安を記述した者が多い。日本の年金制度は国籍条項を廃止しているが、年金（寡婦年金）を受給するには国籍が必要だと記述した者（オーストラリア、カナダ、イタリア、デンマーク居住者）、また市民権がないと不利になるとの記述（アメリカ居住者）もあった。市民権を取得せずに日本国籍で暮らしていた者が居住国での老後の見通しが立たなくなつて日本に帰国する場合と、複数国籍をもち居住国の年金、場合によっては遺族年金も受給しつつ日本に帰国する場合とでは、当事者の生活の困難さはもちろん、日本社会の負担も異なってくる。ちなみに韓国政府が2010年に条件付で複数国籍を認めた理由には、高齢者が居住国（大半が米国籍）の年金をもって帰国してくれれば、韓国経済にとってプラスになるとの合理的判断もあったと報告されている⁶。

当事者が居住国の国籍を取得していれば、居住国に生活基盤をもつその子どもたちにとっても親を介護をする際の選択肢が広がる。子どもたちのそばで暮らすために居住国の国籍が必要だと記述した者もいた（No.129/米/男性、No.289/米/女性など）。

5-4 遺産相続と年金

人びとは国籍を問わず生活拠点で一定の資産形成を行なう。例えば住宅である。アメリカの場合は市民同士であれば「居住住宅（の相続税）は約1億円まで非課税になるが永住権保持者の場合には非課税枠がない。…財産権と市民権には深いつながりがあるため、多くの国は二重国籍を容認している。日本の現行の法律はみすみす日本国民の海外資産を減らす方向にある」（No.445/米/女性）。このため、永住権でアメリカに居住している者は相続税対策の保険に加入したり、相続税のために不動産を売却する場合もある。イギリスも相続税は英国人同士の夫婦の場合は課税されないが、外国人配偶者には課税される（No.203/英/女性）。複数国籍が認められれば、日本国籍を保持した

まま不動産を遺産相続することができ、遺族年金の受給資格も得られる。

遺産相続については、当事者が日本人の親から日本国内の資産を相続する場合もある。日本国籍の有無により相続手続の煩雑さが異なってくる。11 条 1 項を厳格に運用していくと、日本国籍を喪失した者が親から相続した家屋などを放置してしまう件数が増えるのではないだろうか。放置家屋の解体費用は最終的には自治体が負担せざるを得ないだろう。マクロでみれば 11 条 1 項に起因する日本社会の負担の増加になる。

年金の受給資格の有無は老後の生活設計を大きく左右する。日本政府が社会保障協定を締結し加入期間を相互通算できる国は、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルグ、フィリピンの 18 カ国である（2018 年 8 月現在）。本調査の回答者の居住国でこの協定に含まれていないのは、ニュージーランド、イタリア、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンの 6 カ国である。デンマークでは、国民年金の掛け金は税金に含まれているため、市民権を得ていない場合は日本に永久帰国することにより年金の受給資格が失われてしまう。なお日本の国民年金の受給に必要な加入期間は 2017 年 8 月に 25 年間から 10 年間に短縮されたが、こうした情報が十分に理解されておらず、日本国籍を喪失すると年金の受給資格も喪失するとの記述が散見された。

5-5 国際家族の離散リスク

当事者の 8 割は女性である。子どもが独立し、外国人配偶者と死別した後は、日本に帰国したいとの記述が目立った。日本でも欧米各国でも離婚が増えている。居住国の市民権の有無によって離婚後の生活設計に大きな差異が生じる。たとえば、永住権のままで子どもの親権や面会交流権の交渉が不利になるだけでなく、滞在資格を失う可能性もある。市民権を持たないがゆえの不利益や身分の不安定さを痛感しながら、市民権を取得せずにいるのは、日本に帰国する選択肢を残しておくためである。

国際結婚家族の場合、居住国に永住権のままで暮らすことは家族で他国へ移住しようとする場合に問題が生じることがある。No.212（女性）は家族全員でイギリスからヨーロッパへ移住する計画を立てたが、イギリス国籍をもたない母親（日本国籍）のビザ問題をクリアできずに計画を断念した。

また、単純な日本と居住国の二国間移動にとどまらないケースも多く見られた。例えば、No.36（女性）はドイツ居住だが配偶者はスペイン国籍であり、将来的にはスペインへの移住を考えている。No.107（女性）の息子はルクセンブルグ生まれだが夫婦ともに外国籍のためルクセンブルグ国籍をもたない。息子の将来のために国籍取得が可能になる 18 歳になったら息子と夫は国籍を取得する予定だが、11 条 1 項がある限り母親は「外国人」で居続けることになる。No.360 の夫は英国人だが仕事の関係でベルギーでの生活が 20 年近くになる。子どもはベルギー生まれで家族の生活基盤もベルギーに移った。この家族も日本人母のみが「外国人」というケースである。家族の離散を防ぐには、家族が共通する国籍をもてばよいのだが、11 条 1 項がそれを阻む。

5-6 政治状況の右傾化と移民規制の動き

欧米ではテロ対策や難民の流入を抑制するため移民を規制する動きが強まっている。日本人も居住国の市民権を取得しない限り国外退去のリスクを抱えて生きる「移民」であり続けなければならない。スペインで18年にわたり居住し自営業を営んでいるNo.154（女性）は、「選挙で中央政権が極右になった場合、外国人排除が考えられ、そうなった際には、これまで培ってきたビジネスが奪い取られる」と記述していた。スウェーデンに暮らすNo.193（男性）もヨーロッパの国々で右翼政権への支持が広がる方向に進んでいるため、「国籍をもたないままここに居住することには、大きな不安を感じている」。

欧米諸国の大半は5年程度の居住歴により国籍取得申請ができる。市民権を取得できるのに永住権のままでいることに対して周囲から疑念を持たれるとの記述もあった。No.205（英／女性）は、「多くの国が重国籍を認める中、永住日本人のように市民権を取得せずに長期在住するケースは例外的なため、イギリスの制度内でも不利で不便な立場におかれ続ける稀な存在になっているし、いつ、更に法律が変わって放り出されないと限らない」と記述していた。当事者らは市民権を取得すると「日本国籍が喪失してしまう」と事情を説明しているが、周囲の人びとの日本の国籍法制についての根本的な疑念を解消することはできていない。長期に居住する国の市民権を取得するのは、その国に対する「リスペクト」を示すことだとの記述は一考に値する（No.75／豪／女性）、No.457／豪／女性）。

またイギリスでは数年前にバイオメトリックカードが導入され、就労のためにはそのカードを取得する必要がある。しかしカード取得には多額の費用と通常数カ月の時間がかかり、その間はパスポートをホームオフィスに預けることになるため海外に出国することができない（No.186／英／女性）。オーストラリアでも5年毎の永住権の更新に必要な経費は10年有効のパスポート取得経費の倍以上になった（No.315／豪／女性）。

6. 外国籍取得予定者の国籍・地域別記述の要点整理

本節では5節で整理した共通課題と一部重複するが、上位6カ国に居住する当事者の市民権と永住権をめぐる葛藤を中心に整理する。

6-1 アメリカ

グリーンカードは永住権とも呼ばれるが、実際は10年間の「滞在許可」にすぎない。半年以上海外に滞在していると再入国を拒否されることがあり、海外滞在の回数が増えると永住権の必要性が低いと判断され、取り消されることもある。これがアメリカに永住権で暮らす人びとがもっとも不安を感じている問題である。トランプ政権下で進む移民排斥の動きを懸念する記述も目立った。

- 永住権だけでは、不動産相続、選挙権、運転免許証などで不利になる（No.131／女性）。年金も同様で（No.151／女性）、夫との共有財産にも多額の税金を課せられる（No.260／女性、No.187／女性）。起業し米国政府からグラント（補助金など）を取得する際にも国籍がないと不利（No.164／男性）。

- 市民権がないと日本から年老いた母を呼び寄せることができない（No.64/ 女性）。一人娘で日本の親の介護が迫っている。市民権を取得して「外国人」として日本にビザで帰国しようにも、年老いた親がビザの手続きができるかわからない（No.118/ 女性）。永住権でアメリカ人以外と結婚した場合、パートナーの永住権を取得するまでに数年かかる。国籍があればパートナーも永住権が取りやすい（No.132/ 女性）。日本人と結婚しようと思っている永住者はすでに永住権を持っている日本人と結婚するか米国籍者と結婚するしかない（No.366/ 男性、No.422/ 男性）。
- 私（日本人母）はグリーンカードで居住し米国に自宅を購入した。グリーンカードの息子の妻は米国とフィリピンの重国籍で、孫は日米重国籍。日本に 10 年居住していた間に息子のグリーンカードは失効したが、米国に戻り苦労してグリーンカードを再取得した。しかし父親である息子だけ米国籍がない状況は変わらない。このため今も家族が離れ離れになるリスクを抱えている。遺書を書くにも外国人が相続人になる場合は法律の問題が複雑。日本国籍を保持したまま米国籍を取得できれば法律上の問題はクリアできる（No.119/ 女性）。
- 日本で生活基盤を築くことができなかつたのは、日本あるいは日本企業の発展のために米国駐在が長引いたためだ。米国で生まれ育った子どもたちの生活基盤はアメリカにある。老後は子どものサポートを受け、子どもと同居、あるいは近居で暮らしたいと思っても 10 年毎に更新が必要な永住権ではいつまで住み続けられるかわからない（No.129/ 男性）。
- 離婚に伴う親権の協議をするときに市民権がないと不利になる。母子家庭に対する国や地元自治体からのサポートも得られず、結果、共同親権が認められていても親権を得ることができない（No.196/ 女性）
- 27 年も米国に住み税金を払ってきたのにビザだけのために差別を受ける。老後の年金と税金の優遇を受け、そして子どもたちのそばで暮らすためには国籍が必要だ（No.289/ 女性）。米国籍が必要なのは子どもの生活を安定させるため（No.210/ 男性）。国籍があれば娘（15 歳）はアスリート協会からのサポートが得られるが、永住権では得られない（No.257/ 男性）。
- 将来も米国居住の予定。公務員として働き、納税しているが市民権を取得しない限り年金で不利な扱いを受ける。世界の経済縮小に伴い、各国の市民がもっと柔軟に国と国との間を行き交うことができる条件や仕組みが必要だ（No.299/ 女性）。
- 州政府から日本人コミュニティの代表として、州知事のアドバイザリーボードに入って欲しいと要請されたが、国籍がないため辞退した（No.340/ 女性）。
- 夫婦で購入した住宅を相続する際、米国市民に比べて永住権保持者は不利になる。米国市民の居住住宅は約 1 億円まで非課税だが、永住権保持者には非課税枠がないため、多額の生命保険などをかけておくか、相続税を支払えないと家を売却することになる。夫の出身国（東欧）では、外国人の土地所有が禁じられている（集合住宅は可能）。財産権と市民権は関係しているため、多くの国では二重国籍を容認している。日本の国籍法制はみすみす日本国民の海外資産を減らす方向に作用してしまう（No.445/ 女性）。
- 夫は米軍兵士。3 年毎の転勤があるため永住権のままでキャリア形成をするのは困難。国籍があれば「軍人の配偶者」という優先順位を得て米国政府の職を得ることができる。永住権のまでは、ウェイターやレジ打ち、清掃員など低賃金の仕事にしかつけない（No.483/ 女性）。

6-2 カナダ

カナダの永住権は5年毎の更新が必要であり、5年のうち2年間の居住条件が課せられている。市民権がないと公務員になれないなどの制約がある。

- カナダ人と結婚後カナダに移住したが、カナダ国籍がないと配偶者による助けがなければ仕事につけなかったり、定年後の年金がもらえなかったり、大幅に減額される可能性が高い（No.89/女性）。
- カナダ居住11年目。外国出身だがカナダ国籍をもつ夫とカナダ国籍の娘2人の家族の中で、自分が永住権で暮らしている。仕事の都合で海外赴任になると、永住権を失わるために自分がカナダに戻る必要があり、家族としての長期計画を立てることが難しい（No.233/女性）。
- カナダ居住10年目。永住権は5年毎の更新が必要で選挙権がなく、公務員職にもつけない。カナダ国籍を取得せずにいるのは、日本にも不動産などの資産があり、それらを売却する際の手続きや、何らかの理由で日本に3ヶ月以上滞在する場合に支障が出てくるからだ。また仕事もカナダと日本の両方でやっているため、日本国籍がないと不法就労に問われるのではないかという懸念もある（No.265/女性）。
- カナダ居住10年目。子どもたちの未来にとってベストな将来をつくりたいと思っても選挙権がないため適切なリーダーを選ぶことができない。永住権はあくまでもビザであってカナダで公平に生活ができているわけではない。長男は4歳でカナダに來たので日本国籍のみで、次男はカナダで生まれたため日本とカナダの重国籍になった。家族でありながら国籍が異なる状態を解消し、本当の意味で家族になりたい（No.426/女性）。

6-3 オーストラリア・ニュージーランド

オーストラリアとニュージーランドは生活圏としての一体化が進み、両国間を仕事で行き来する人も多い。しかし一方の国に永住権で暮らしている者は、もう一方の国に長期滞在する場合はビザを取得しなければならない。このため夫の赴任に同行できず別居を余儀なくされることがある。また移民関係の法律が頻繁に改正されているため、永住権で暮らすことへの不安が高まっている。

- 5年毎の永住権の更新に必要な経費はオーストラリア旅券（有効期間10年）の約2倍になった。国籍を取得すると旅券やビザにかかる費用は10年間で4分の1程度に軽減でき、申請にかかる手間も省くことができる（No.315/豪/女性）。
- 日豪以外の第三国に転勤等で移住する場合、永住権を維持するため2年間のオーストラリアでの居住条件を満たさなければならず、子どもを連れて帰国する場合には学校生活などにも影響がでてくる（No.70/豪/女性）。家族の中で一人だけ外国籍のため、事件、事故に巻き込まれた際に、居住国からのサポートを受けられないばかりか、退去処分をうけるのではないかという不安がある（No.255/豪/女性）。夫はオーストラリアに仕事で行き来するが、その間は別居になる。ニュージーランドの市民権があればこの問題は簡単に解消する（No.369/NZ/女性）。
- 永住権では選挙権がなく居住社会に市民として参加できない。また市民権がないと政府の教育ローンを借りることができず、各種の資格取得で不利になる。外国人は国民よりも高い学費を払わなければならないため、子どもの将来を考えると国籍が必要になる⁷。市民権がないと居住国に本当の意味で根づくことができない（No.108/豪/女性）。

- 帰化して経済力をもつ中華系コミュニティに比べ、永住権のままの日本人コミュニティは居住地の行政サポートを受けることもできず、人数が増えて自力で活動せざるを得ない（No.24/ 豪 / 男性）。
- オーストラリアでは頻繁に移民関係の法改正があり、外国籍のままでは強制退去されられる可能性があり、子どもと離れ離れになるのではないかという不安を抱えて暮らしている。1991 年にオーストラリアに来たが、その頃から移民が年々増加し、外国人の投資によって土地や住宅の価格が高騰し、移民への反発が高まってきた。ある地域では表立って反対する人たちも現れている。また国籍を申請しても居住期間が考慮されないなど、取得が難しくなってきた。将来を考えるとそろそろ国籍を取得すべきだと感じている（No.346/ 豪 / 女性）。
- 日本の年金掛け金を払っていないため日本では年金の受給資格がない⁸。オーストラリアの年金を受け取るためにには国籍が必要で、永住権のみでは受け取れない。寡婦年金等の申請で不利になるかもしれない（No.315/ 豪 / 女性）。
- 30 年以上も住みこれからも住み続けようと考えている国の国籍を取得することは居住国への「リスク」を示すこと（No.457/ 豪 / 女性）。生涯生活する予定の国で共同体の一員として政治に参加したいとの記述多数。
- 日本国籍を失ってしまうと子供ができる時にその子の（国籍の）選択肢を奪ってしまうし、親の介護の問題や万が一離婚となったときに日本に帰国することが難しくなる（No.480/ 豪 / 女性）。

6-4 イギリス

テロ対策で移民規制が年々強化されている。そうした流れの中で永住権で暮らし続けるための経済的時間的コストが上昇している。

- 日本の親の健康問題によって現在の生活のバランスが崩れる不安がある。日本国籍を捨てて、外国人として日本に住み、両親の介護をし、働いて、生活することは簡単ではない。財産の処理もしなければならないだろう。日本国籍がないことで、物事が他の日本人と同じように進められないのであれば、やはり日本国籍は失いたくないと思う（No.96/ 女性）。
- 自営業だが国籍があれば受けられる支援制度を受けられない。英国籍を申請する資格があるので申請できない。申請資格はこの国で 22 年間まじめに働いて、納税して得た権利だが、その権利を使えず、選挙権もない（No.101/ 女性）。
- 英国居住通算 20 年。大学教員で英国人でなければならぬ競争的研究資金やデータ取得の面で不利益を被ることがある。また永住権を持っているからといって、将来何らかの理由で国外退去させられないという保障はない。日本には生活基盤がないため、将来高齢になった時の不安がある（No.102/ 男性）。
- 英国居住 12 年目で英国の大学で研究職についている。10 年以上居住して永住権を取ったがこれには大変な労力と費用がかかっている。国外に 1 年以上いると帰国が困難になり、2 年以上国外にいると永住権を失う。研究職は通常 1 つの国に働く場所が数カ所しかなく、競争も激しいため、海外移住の自由がないと非常に不自由。その点で重国籍を持つ人に比べて不利になる（No.473/ 男性）。
- 英国居住 24 年。英国は数年前にバイオメトリックカードを導入した。それがないと採用しない

企業もある。カード取得には多額の費用と通常数カ月の時間がかかり（場合によっては半年から1年）、その間はパスポートをホームオフィスに預けなければならず英國を離れることができない。従来の永住権と異なり、同カードには期限があり、期限が近づくたびに時間と費用のかかる申請を繰り返さなければならない。10年位前までは英國籍は条件を満たしていればほぼ無料あるいは低額で取得できたが、現在は何十万円もの費用がかかり、それも年々増額されている（No.186/女性）。

- 英国人同士の夫婦では発生しない配偶者間の相続に、永住者の場合は相続税がかかる（No.203/女性）。
- 英国籍を取得すると、これまで任意で加入し掛け金を払ってきた（日本の）国民年金の受給ができるかわからない。永住権では選挙権がなく、銀行のローンやクレジットカードの取得などが不利。永住者に対する制度が頻繁にかわり、常に新しいビザ（カード）の取得・更新に高い料金がかかる。「永住日本人のように市民権を取得せずに長期在住するケースは例外的で、イギリスの制度内でも不利で不便な立場に置かれ続ける稀な存在になっている。さらに法律が変わっていつ放り出されるとも限らない。一方、日本のシステムは基本的に日本在住の日本国籍者を想定しており、日本の総選挙で投票するには非常に困難を伴うし、有用な銀行口座を保持しておくのさえ難しい。長期海外居住する日本人は在住国と日本の両方において不便を強いられている」（No.205/女性）。
- パートナー（事実婚）が英国人。一時期家族全員でヨーロッパに移住する計画があったが、自分に英國籍がなく計画を断念。よりよい生活設計のために家族と同じ国籍を持つ必要がある（No.212/女性）。
- 生活拠点が海外にある場合、居住国での在留保障と居住国の国民と同等の扱いを受けるために国籍が必要。イギリスをはじめEU連合国のはほとんどが、正当な理由と条件があれば、居住から5年で国籍取得を申請できる。国籍取得は日本の意味合いとは大きく異なり、国民番号申請のようなもの。長期居留の外国人が、健康保険、免許証、税金納付、就業、義務教育、出入国の簡素化、パスポート取得などの生活に必要な制度を利用するためのもの。永住権保持者は年180日以上の滞在日数義務が発生し、海外出張の多い人や家族の介護などで一時帰国したい人などは、居留資格を失い、生活基盤を失うことになる。日英で仕事をする人は、税金納付はすべて海外となり、日本には還元されない。居留資格に180日の居住条件を付けているのは、居留国が税金を徴収するためである⁹。国籍取得後は生活拠点を日本に戻すことも可能。多くの起業家が現地納税していることを考慮すれば、多重国籍を容認するメリットは日本政府にもあるはず（No.377/女性）。
- 離婚して子どもと英国で暮らしているが、外国籍者に対する扱いが変わった場合に子どもを残して退去せざるを得なくなる可能性があり不安（No.402/女性）。離婚前に英國籍があれば生活上の保証は大きく違った（No.471/女性）。条件が整い次第離婚する予定。自分には英國籍がないが、子どもたちは英国で暮らすことになるので、現時点では日本に帰国することができない。離婚もできず、母子家庭の援助ももらえない人たちを増やしてほしくない（No.476/女性）。
- 日本の社会保険を25年以上かけたので年金受給資格はあると思うが、日本国籍を喪失するともらえなくなる。英國で自営業を営んでいる。外国籍のため事務所の賃貸契約や携帯電話の契約さえスムーズにいかないことがある。国民保険料や税金をきちんと払っていても、還付金や社会保

障を他の人のように受けられないと、刻々と変わる社会情勢の中で次のビザが取れるのか、剥奪されはしないか、その場合、夫や息子を残して日本に帰らなければならなくなるのではないかと不安だ。介護で長期に日本に帰った場合、ビザが剥奪される可能性もある（No.413/ 女性）。

6-5 他 EU 圏諸国

シェンゲン協定加盟国 26 カ国（2019 年 1 月現在）では、市民が域内を自由に移動し、居住し、働くことができる。それゆえに居住国の市民権を取得できる条件を備えながら取得せずにいる日本国籍者は不可思議に映る。各国ともに外国人に対する排外主義の傾向が強まっているため永住権だけで居住することの不安を記述した人が多い。

- 現在ドイツに住んでいるがパートナーはスペイン人。数年後にはドイツの永住権を取得する予定だが、将来のことを考えるとスペイン国籍取得の方が合理的（No.36/ 女性）。デンマークで仕事をするにあたり、スウェーデン人は労働許可は不要だが、日本人はデンマークでの労働許可が必要。年々デンマークのビザが取りにくくなっている（No.329/ フィンランド / 女性、No.331/ スウェーデン / 女性）。
- イタリア人と結婚して 20 年。子供もいて永久雇用の仕事にもついているので、税金は全てイタリアで払ってきた。それでも日本国籍なので 5 年毎に滞在許可証確認で手間とお金がかかる。選挙は住んでいる国で参加できなければ意味がない。結婚していなかったら国民保険ももらえない（No.99/ 女性）。
- ノルウェーに 23 年居住。永住資格は 2 年毎のカード更新や海外にいた日数の報告義務がある。しかし家の事情で 1 年近く日本に滞在する可能性が出てくるとこちらでの永住資格の更新が難しくなり、更新できなければ生活基盤を失ってしまう。2 カ国間で同等に過ごすためには、日本国籍と同様にノルウェー国籍も必要になる（No.100/ 女性）。
- スペインで自営業を営み 18 年。税金を払っていても選挙権はない。ビザの更新は 5 年毎で今のところ手続は比較的簡単だが、更新時期はスペイン出入国の手続きが必要で時間をとられる。選挙で中央政権が極右になった場合、外国人排除が考えられ、そうなったらこれまで培ってきたビジネスが奪い取られることになる。それは日本国にとっても、スペイン国にとってもかなりマイナスになるのは間違いない。日本国籍を維持したままスペイン国籍を取得できればこの不安は解消できる（No.154/ 女性）。
- スイスに 21 年居住。かなりの頻度でさまざまな国民投票や各選挙が行われるが、参政権がないというのは根無し草のまま生きているようなもの。生きている國の一員でもありたい（No.179/ 女性）。
- スウェーデンに住んで 20 年。ヨーロッパ圏での仕事が多く、その税金などの処理を簡潔にするため、日本国籍を維持できるなら国籍を取得したい。ヨーロッパの国々が右傾化する方向に進んでいるため、国籍をもたないまま居住していることに不安を感じている（No.193/ 男性）。
- フィンランド居住 10 年目。外国籍のままだといつ国籍国に帰るか分からぬと思われるため就職する上で不利。また住宅や土地の購入なども外国籍だと仕事があっても収入があっても不利になる（No.329/ 女性）。
- フランス居住 20 年。フランス国籍があれば EU 諸国内での滞在許可の取得や就職先を見つける

ことも容易だが、国籍がないと非常に困難。一方フランス国籍を取得すると、長年払い続けてきた日本の国民年金をこのまま払い続けることが困難になる（No.338/男性）。

- フランス居住18年目。フランスの公務員資格を要する仕事についているが、日本国籍のため公務員試験を受けられず、毎年契約更新をしている。このため給料も一番低い階級から上がることができない。毎年雇用契約を更新するような場合は不動産屋から住居を借りることも難しい（No.378/女性）。
- フランス居住33年目。永住権は10年毎の更新が必要で、歳をとってくると県庁に並んで更新書類をもらったり受け取ったりというのが体力的にきつい。私は音楽家であと10年ほどで現役の演奏家を引退する。引退後は音楽院（コンセルヴァトワール）で教えたいと思っているが、国籍がないと国家公務員である音楽院の教授にはなれない。講師だと給料も待遇も全く異なる（No.407/女性）。
- デンマーク居住19年目。離婚し11歳の子どもは1週間ごとに父親と自分の家を行き来する生活をしている。子どもと仕事のためにこの国に住み続けたいが、永住権はデンマーク国外で6ヵ月以上過ごすと剥奪されるので親の介護が必要になると難しくなる。またデンマークでは日本と違い国民年金の掛け金は税金に含まれているため、永住権を失うと年金を受け取る資格も失ってしまう。日本とデンマークは年金協定を結んでいない。万が一失業や慢性的な病気になった場合、永住権をいつ剥奪されるのか分からぬ不安定な状態のため、生活を安定させるにはデンマーク国籍をとった方がよいと思うが、日本国籍を失ってしまうため決断できない（No.418/女性）。
- スイス居住13年目。スイス人と結婚して子供もいる。しかし現在の定住ビザは結婚によるものなので、万が一配偶者との死別や離婚によって定住の根拠が失われる事態にならないとも限らない。スイス国籍がないため、スイス国外での様々な行政上のやり取りの不便さ、例えば、スイスで働きながら隣国に居住する場合などに不便さを痛感している（No.467/女性）

7. まとめ

日本政府は複数国籍の是非について「国際的な動向を注視し、国民的議論を深める必要がある」との立場を繰り返し国会答弁で表明してきた。複数国籍の主な問題として、①外交保護権、②忠誠義務の衝突、③身分関係の混乱をあげているが、法務省民事局長は「具体的に重国籍で何らかの問題が生じたという事例は把握していない」と答えている（2014年6月、第159回国会衆議院法務委員会第33号議事録）。国際的な動向に関しては、冒頭で国連調査の結果を紹介したが、すでに複数国籍を許す規定のない国連加盟国は全体の28%にまで減少している。世界の大勢は複数国籍の肯定に向かっていると言ってよいだろう。日本は28%の政府に含まれている。

本稿で取り上げた当事者はすべて複数国籍を肯定している国に居住している。喜び勇んで外国籍を取得した者はいない。日本国籍の喪失と引き換えに、家族離散のリスクを最小化し、より安定した生活やキャリア形成のために、あるいは在留身分の安定化を図るために、苦渋の選択として外国籍取得を決断していることを強調しておきたい。最後にこの分析から得られた知見を6点にまとめる。

第 1 に介護の問題である。ほとんどの当事者が居住国の永住権を維持するための居住条件と日本で暮らす親の介護との調整に苦慮している。永住権を失うことは居住国での生活基盤を失うことを意味する。当事者はある局面で、日本の親をとるのか、自分の家族との生活を選ぶのかという、究極の選択を突き付けられる。この問題は日本国籍を維持したまま居住国の市民権を得ることで解消される。さらに居住国の市民権を取得すれば、日本で暮らす親を居住国に呼び寄せて介護するという、新たな選択肢を追加することもできる。

第 2 に 1 とも関連するが、当事者の多くも高齢期には子どもたちの世話を受けることになる。その時に日本国籍と居住国の国籍があれば、子どもたちが親の介護をする場合の自由度を高めることもできる。

第 3 に実利の面である。移民一世がいざれ生まれ育った母国に帰りたいと願うのは普遍性をもつ感情であろう。その時に日本国籍にこだわり永住権のまま不利な労働条件で働き、老後の貯えも不十分なまま帰還する場合と、日本国籍を保持したまま居住国の市民権を得てキャリアを積み、ある程度の貯えと年金をもって帰還する場合とでは、当人の生活の困難さ、あるいは幸福の度合いも、また日本社会の負担も大きく異なる。

第 4 に国際結婚夫婦の資産の相続問題である。具体的な事例として取り上げたのはアメリカとイギリスであるが、市民権の有無は遺産相続をする際の非課税枠に影響を与える。日本に住む親の遺産相続の場合も国籍の有無によって手続き上の差異が生じる。複数国籍を許容することは一義的には当事者にメリットを与えるものだが、マクロレベルでみれば日本社会にもプラスに作用する。

第 5 に居住国の国籍の有無は離婚する際の親権や面会交流権の交渉、ならびにその後の生活設計にも大きくかかわってくる。本稿で取り上げた国際結婚者の子どもは出生により日本国籍ともう一方の親の国籍を取得している。母子家庭になった場合、母親が居住国の市民権を持っているか、永住権の外国人であるかによって、受け取れる社会的支援に大きな差異が生じる。子どもの最善の利益を保障する上でも、親が居住国の市民権を取得できることが望ましい。

第 6 に人びとの国際的な越境移動が日常化している中で、家族の離散を防ぐために家族で共通する国籍をもつ必要性が高まっている。第三国への赴任のケースをいくつか取り上げたが、家族で越境移動する場合に、生活基盤のある国に永住権で滞在している当事者はその国での居住条件を満たして永住権を維持するため赴任先の国に同行することができず、一時的とはいえ別居を余儀なくされてしまう。これも 11 条 1 項の存在により日本国民が強いられている不利益である。

以上のように、11 条 1 項を堅持することによる不都合は、当事者と日本社会の双方に生じている。複数国籍の相手国側には日本が複数国籍を肯定することによる影響はほとんどなく、また関心を持つこともない。これはひとえに日本社会の國のあり方が問われている問題だということになる。11 条 1 項が当事者に与える不利益について、その合理性を日本社会にとっての利益という観点から改めて検討すべき段階にきているのではないだろうか。

注

1 UN, International Migration Policies: Government Views and Priorities, 2013.

2 国籍法 3 条違憲訴訟・最大判 2008（平成 20）年 6 月 4 日民集 62 卷 6 号 1367 頁。

3 1988 年制定の旧国籍法「第二十條　自己ノ志望ニ依リテ外國ノ國籍ヲ取得シタル者ハ日本ノ國籍ヲ失フ」。

- 4 日本国外に居住する外国人（11条1項による日本国籍喪失者）には戸籍法は適用されず、その者は国籍喪失届の提出義務を負わない。つまり戸籍にその事実が反映される制度的担保はないということになる。結果的に「戸籍制度によって複数国籍者の把握が十分に可能だ」とする被告の主張は成立しえない（準備書面（9）：33）。
- 5 永住者であっても退去強制事由に該当すれば（懲役1年以上の実刑判決を受けた場合など）退去を強制されることはある（在留特別許可を受けた場合を除く）。
- 6 2018年5月に開催された移民政策学会年次大会ミニシンポジウム「複数国籍の是非と『国のあり方』—国籍法と実態のギャップから」での宣元錫氏の報告。
- 7 ほとんどのオーストラリア人学生は国の教育ローンを利用している。教育ローンの返済は大学卒業後の年収が51,957AU\$（385万円（19年8月1日現在））以上になった場合に返済義務が発生し、収入に応じて税金に加算される仕組み（No.346）
- 8 2017年8月1日より25年以上必要だった資格期間が10年以上に短縮されたので、状況は改善しているはずだが、法改正の周知が十分でないため「年金の受給資格がない」との記述が散見された。従来は老齢年金を受けるためには、保険料納付済み期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要だったためである。
- 9 日本は1年以上国外にいると「非居住者」となり所得税が非課税になる。租税条約を個人に適用する場合に優先される項目の順番は、①恒久的住居の場所、②利害関係の中心的場所、③常用の住居の場所、④国籍。海外転勤中の不動産所得は所得税の納税管理人を定めて確定申告。不動産売却の所得は譲渡所得として確定申告が必要。多くの国では海外居住の制約を180日としているのに対して、日本は1年以上を「非居住者」（非課税）としている。

参考文献

- 奥田安弘・館田晶子、2000「1997年のヨーロッパ国籍条約」『北大法学論集』第50巻、第5号、1207-1245頁
- 近藤敦、2016『人権法』日本評論社
- 、2019「複数国籍と国籍離脱の自由」（2019年9月9日に「重国籍制度および重国籍者に関する学術研究」研究会が日本記者クラブで行なった「複数の国籍を保持することに関する調査」結果報告会の配布資料。同資料は、近藤敦、2019『多文化共生と人権：諸外国の「移民」と日本の「外国人」』229-250頁を書き直したもの。）
- 関聰介、2019「国籍に向き合う私たち」国際問題研究会編『二重国籍と日本』ちくま新書、199-218頁
- 武田里子、2019a「複数国籍の是非をめぐる国民的議論に向けた試論」『移民政策研究』Vol.11、明石書店、31-46頁
- 、2019b「国籍法11条1項の改廃を阻む壁—日露ハーフの日本国籍喪失問題を事例に」『国際地域学研究』22号、39-54頁
- 仲晃生、2019「日本国籍の剥奪は正当なのか」国際問題研究会編『二重国籍と日本』ちくま新書、118-150頁
- 柳井健一、2018「国籍を離脱させられない自由—国籍法11条1項による日本国籍の剥奪」『法と政治』69巻2号、199-229頁

資料

引用した準備書面（9）；準備書面（10）；準備書面（12）は、いずれも2019年10月10日に原告ら訴訟代理人が東京地方裁判所民事第2部A係りに提出したもの。国籍確認等請求事件（平成30年（行ウ）第93号、同98号ないし第104号）。

Barriers of Nationality Act, Article 11, Paragraph (1) Faced by Japanese Living Overseas

Satoko TAKEDA

Nationality was created as a system to define state constituent members in the process of the formation of a nation-state. The Japanese government sees the strict control and cancellation of multiple nationality as its important issues while the international community is moving toward accepting multiple nationality. According to a survey by the United Nations, as of 2011, 72% of the 196 member countries have the system to permit an expatriate who acquired a foreign nationality to keep his or her native nationality. The different trends in multiple nationality between Japan and the international community are attributed to Japan's insufficient application of the sovereignty of the people in its nationality legislation.

This paper focuses on the Nationality Act, Article 11, paragraph (1), stipulating "If a Japanese citizen acquires the nationality of a foreign country at his/her choice, he/she loses Japanese nationality." Not just to interpret the Nationality Act, the purpose of this paper is to clarify the real state of people whose right to the pursuit of happiness is threatened by the Nationality Act and provide a point of view to concretize the discussion. It is no doubt that retaining the Nationality Act, Article 11, paragraph (1) puts both the people concerned and Japanese society at a disadvantage.